

第3章 緑地育成

第1節 摘 要

1. 本章は、公園緑地工事における植栽基盤改良工、樹木整姿工、樹木育成工、芝地育成工、樹木冬期対策工、発生材等処理工その他これらに類する工種について適用する。
2. 受注者は、緑地育成の施工にあたっては、植栽工事の竣工後、植物を十分に成長させるため生育段階に応じた必要な作業を行い、適切に保全・養生を行わなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和 3 年 5 月)
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和 3 年 7 月)
日本造園学会	造園工事総合示方書 技術解説編	(平成 27 年 5 月)
日本造園建設業協会	公園・緑地樹木剪定ハンドブック	(令和元年 1 月)
環境省	公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル	(令和 2 年 5 月)
森林総合研究所	放置竹林の把握と効率的な駆除技術	(平成 30 年 2 月)
公園・緑地 維持管理研究会	改訂 5 版公園・緑地の維持管理と積算	(平成 28 年 12 月)
造園修景積算研究会	造園修景積算マニュアル	(令和 5 年 4 月)
国土交通省	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)	(平成 29 年 9 月)

第3節 植栽基盤改良工

3-3-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤改良工として透水層工、土層改良工、小規模土性改良工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

3-3-2 材料

1. 小規模土性改良工で使用する土壌改良材については、1-5-2 材料の規定による。これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

3-3-3 透水層工

1. 暗渠排水の方法は、植栽基盤下部に有孔管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。
2. 受注者は、暗渠排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。
3. 受注者は、設計図書に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督員に報告し、指示を受けなければならない。
4. 受注者は、暗渠排水の施工については、周辺の根や地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

3-3-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm 程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。
深耕は、深い有効土層（通常 40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。
混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。
2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕の施工については、設計図書によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。
5. 受注者は、土壌入替え、圧縮空気破碎の施工については、設計図書によるものとする。
6. 受注者は、エアレーションの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行わなければならない。
 - (2) 人力による場合は、エアレーション用スパイク・フォークなどの器具を用い、全面にむらなく表面に穴をあけなければならない。
 - (3) 機械による場合は、石などを取り除いた後、専用機械（エアレーター）により行わなければならない。また、空気圧入機を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
 - (4) 周辺にある瓦礫、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除かななければならない。
 - (5) 穿孔穴及びカッティングの深さ、間隔については、設計図書によるものとする。
7. 受注者は、入替土はガレキ、樹木根、笹根、病害及び化学的有害物等を含まないもの、または雑草等の発芽防止処理を施したもので、搬入前に見本を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

3-3-5 小規模土性改良工

1. 小規模土性改良工の施工については、1-5-5 土性改良工の規定による。
2. 受注者は、小規模土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
3. 受注者は、施肥については、設計図書に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

3-3-6 残土処理工

残土処理工の施工については、第 1 編 2-3-7 残土処理工の規定による。

第4節 樹木整姿工

3-4-1 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、中木刈込工、低木刈込工、仕立物刈込工その他これらに類する工種について定める。
2. 樹木整姿工は、目標とする樹形形成のために、樹形の骨格づくり、樹冠の整生、混みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うもので、樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形に仕立てなければならない。
3. 受注者は、並木については、高さ、葉張り、下枝高さなどの樹姿の統一を図りつつ仕立てなければならない。
4. 受注者は、樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告しなければならない。
5. 樹木整姿工の施工にあたっては、以下の各号の規定による。
 - (1) 公園利用者の安全を確保するために安全柵の設置、交通誘導員の配置等の安全対策を講じなければならない。
 - (2) 設計図書に示される対象樹木の位置及び形状等の規格について疑義が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。
 - (3) 施工にあたり、周辺構造物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一構造物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
 - (4) 施工にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
 - (5) 発生する剪定枝葉、残材等は建設発生材木として速やかに処分するとともに、樹木周辺をきれいに清掃しなければならない。なお、建設発生材木を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3-4-2 材料

樹木整姿工で使用する材料は、2-3-2 材料の規定による。

3-4-3 高中木整姿工

1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 高中木整姿工では、目標とする樹形の維持・形成のために、枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去するとともに、混みすぎた枝葉の剪定を行って樹冠を整える基本剪定と、原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、混みすぎた枝葉による枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的に樹形・樹冠を整える程度の剪定である整姿剪定がある。
 - (2) 基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とし骨格枝である主枝、副主枝を主体に人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
 - (3) 整姿剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とし副主枝及び側枝や不要な枝に対し人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜き、切返しを行わなければならない。

(4) 高さ 2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法（令和 8 年 4 月改正法律第 33 号）、労働安全衛生規則（令和 8 年厚生労働省令第 86 号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。

(5) 主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。

- ① 枯枝
- ② 成長のとまった弱小な枝(弱小枝)
- ③ 著しく病害虫におかされている枝(病害虫枝)
- ④ 通風、採光、架線、公園利用者、車の通行の障害となる枝(障害枝)
- ⑤ 折損によって危険をきたすおそれのある枝(危険枝)
- ⑥ 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴吹き、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝)

2. 高中木整姿工の剪定の方法については、以下の各号の規定による。

- (1) 切詰め、切返し、枝抜き(枝透かし)、枝降ろし(鋸透かし)等があり、それぞれ樹種
の特性、目標とする形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行わなければ
ならない。
- (2) 下枝の枯死を防ぐよう、原則として、上方を強く、下方を弱く剪定しなければ
ならない。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く
剪定しなければならない。
- (3) 不定芽の発生原因となるぶつ切り等は、原則として行ってはならない。
- (4) 芯は原則として止めないものとする。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる
別の芯を仕立てなければならない。
- (5) こぶについては、原則、取り除かなければならない。なお、切り返す適当な枝が
あり、こぶが小さい場合には、こぶの一部をそぎ落とし、切り返す適当な枝がない場合
には、こぶの手前で切り取るものとする。過年度にこぶを取り除き多くの枝が
萌芽している場合は、将来伸ばす枝を数本選び、残りの枝葉を切り取るものとする。
- (6) 古枝で先端部分が大きなこぶとなっているもの又は割れ、腐れ等がある場合は、
樹種や樹勢を考慮し、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端を
切り取り、若い枝に切り返さなければならない。
- (7) 太枝の剪定については、切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の
数 10 cm 上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除
しなければならない。切断箇所は、切断後の自然治癒(巻き込み)を促進するため、
幹からある程度の距離(ブランチカラー)を残して切断しなければならない。
- (8) 切詰剪定については、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した
新生枝を、定芽の直上の位置で、樹冠の大きさが整う長さに剪定しなければならない。
この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として、
外芽、しだれやなぎ等は内芽)を残さなければならない。
- (9) 樹冠外に飛び出した枝の切り取りのために行う切返剪定については、樹木全体の形姿
に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。
- (10) 枝が混み過ぎた部分の中透かしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜剪定に
ついては、不必要な枝(冗枝)をその枝のつけ根から切取らなければならない。
- (11) 枝透かし剪定については、一般に中透かし、小透かしがあり、中透かしは、密生枝、
からみ枝、徒長枝など不要な枝を、剪定バサミとノコギリを用いて比較的大きな枝を
対象として切り取り、おおまかに樹形を整えることをいい、小透かしは、伸びすぎたり、

- 混みすぎた部分の小枝を、木バサミで切り取り樹形を整えることである。
- (12) 花木類の剪定については、花芽の分化形成時期を考慮し、剪定の時期及び着生位置に注意して行わなければならない。
- (13) 剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理をおこなうものとする。
3. 剪定の時期については、原則として以下の各号の規定によるものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
- (1) 落葉樹については、厳寒期を除く落葉期とし当年枝が伸びきった夏の時期とする。
- (2) 常緑樹については、厳寒期を除き、春の新梢の成長が停止する時期、または初秋とする。
- (3) 針葉樹については、厳寒期を除く初冬か春先とする。
4. 落葉樹基本剪定の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 樹種の特性に応じた樹形の骨格配置づくりを主目的に、その樹種の持つ自然樹形を保つように剪定を行わなければならない。
- (2) 将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去するとともに、枝降ろし、枝抜剪定、切返剪定を適宜組み合わせる作業を行い、樹形の骨格、樹冠を整えなければならない。
- (3) 剪定の時期については、3. 剪定の時期による。
5. 常緑樹基本剪定の施工については、4. 落葉樹基本剪定の規定による。
6. 針葉樹基本剪定の施工については、4. 落葉樹基本剪定の規定による。
7. 落葉樹整姿剪定の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的に、その樹種の持つ自然樹形を保つように剪定を行わなければならない。
- (2) 主に副主枝及び側枝や不要な枝を対象とし、切詰剪定、枝抜剪定、切返剪定を適宜組み合わせる作業を行わなければならない。
- (3) 剪定の時期については、3. 剪定の時期による。
8. 常緑樹整姿剪定の施工については、7. 落葉樹整姿剪定の規定による。
9. 針葉樹整姿剪定の施工については、7. 落葉樹整姿剪定の規定による。
10. 受注者は、特殊樹木整姿剪定の施工については、ヤシ類は枯れ上がった下枝、花殻落下による事故防止のため必要に応じて作業を行うものとする。特に樹高のある樹種の剪定に際しては、樹高に適した高所作業車を使用しなければならない。
11. 受注者は、フジ棚整姿剪定の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) フジ棚の機能に応じ、フジの生長に合わせて摘芯を行い、横枝を出させるよう行わなければならない。
- (2) フジの骨格を整え開花を促進するため、長枝(つる)の横枝の混みすぎた枝、枯枝、むだ枝を刈り取り又は切り取らなければならない。
- (3) つるが長枝にならずに短枝になっている場合は、細かいものは間引き、太いものは切り取らずに残すよう剪定を行わなければならない。
- (4) 剪定の時期については、3. 剪定の時期及び3-4-3 高中木整姿工の(12)による。
12. 受注者は、マツ整姿剪定の施工については、枯れ枝やからみ枝、伸びすぎた枝を剪定した上で古くなった葉を丁寧に取りなければならない。
13. 枝降ろしの施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。
14. 受注者は、胴吹き枝・ヤゴ取りの施工については、胴吹き剪定は、高さ 2.5m 程度以下の胴吹き枝を切除する。ヤゴは、幹または根部に沿って付け根から、剪定バサミや

切り戻し用ナイフ等で切除しなければならない。

15. 支障枝剪定の施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。

3-4-4 中木刈込工

1. 中木刈込、中木機械刈込の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 刈込は、切詰め過ぎにより、樹冠全体が小作りにならないように刈込原形を考慮しなければならない。
- (2) 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈込原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込まなければならない。
- (3) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込まなければならない。
- (4) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。
- (5) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。
- (6) 針葉樹は不定芽が発生しにくいので、萌芽力を損なわないよう、樹種の特徴を十分考慮して注意して行わなければならない。
- (7) 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。

2. 生垣刈込、生垣機械刈込の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 生垣、列植の刈込は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、設計図書に示す高さ及び幅に両面を刈込み、先端を揃えなければならない。
- (2) 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて疎密をなくすよう、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。
- (3) 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。
- (4) 刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。

3-4-5 低木刈込工

1. 低木刈込工、低木機械刈込の施工については、以下の各号の規定によるものとし、記載のないものについては、3-4-3 高中木整姿工の規定による。

- (1) 刈込作業については、枝の密生した箇所は中透かしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特徴に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。
- (3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。
- (4) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろえよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。
- (5) 刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。
- (6) 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。

3-4-6 仕立物刈込工

1. 仕立物刈込工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 仕立物の景観木は、剪定・刈込時期に応じた適切な方法で樹形の維持を目的に実施しなければならない。
 - (2) 樹勢や、景観とのバランスから特に重要な仕立物については、監督職員の立会のもと施工方法を十分に協議し実施しなければならない。
 - (3) 樹木の特性に応じて切詰め、中透かし、枯枝の除去などを行わなければならない。その他は、3-4-5 低木刈込工に準ずる。

第5節 樹木育成工

3-5-1 一般事項

1. 本節は、樹木育成工として病虫害防除工、樹勢回復工、樹木養生工、支柱補修工、樹木矯正工、樹木伐採・抜根工その他これらに類する工種について定める。

3-5-2 材料

1. 樹木育成工の材料については、第3編 2-17-2 材料の規定による。
2. 支柱の材料については、2-3-2 材料の規定による。

3-5-3 病虫害防除工

1. 受注者は、病虫害防除にあたっては、早期発見と防除に係る判断の確認を実施し、防除手段は、特別な理由がない限り物理的防除等で対応しなければならない。
2. 受注者は、被害枝切除を施工する場合は、幼齢期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ、オビカレハ等が枝葉に集団で生息している場合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないよう注意して切り取り、速やかに搬出处分しなければならない。
3. 受注者は、チャドクガは強力な毒を持っており、振動を加えると毒毛針が飛散するので、万全な保護具を着用し、安全に十分留意し作業を行わなければならない。
4. こも巻きの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) こも巻の取付け、取はずしは、適期を逸しないよう施工しなければならない。
 - (2) 取付け位置は、原則として地上高 1.5m程度の樹幹に取付けるものとし、取り付け位置より下部に枝がある場合は、当該下枝にも取付けなければならない。
 - (3) 支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取付けなければならない。また害虫の駆除に不適当な場合は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれに取付けなければならない。
 - (4) こもの取付けは、樹幹に巻きこみ、その上を二子縄等で2ヶ所結束するものとし、結束は上方を緩く、下方を硬く結束しなければならない。
 - (5) 取り外し後のこも等は速やかに搬出しなければならない。
5. 薬剤施用の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 薬剤施用の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
 - (2) 農薬を選択するにあたっては、公園利用者をはじめ周辺住民や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、適切に農薬を使用しなければならない。散布する場合には最小限の区域における農薬散布に留めなければならない。

- (3) 薬剤施用の施工については、公園利用者や周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。
- (4) 薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法（令和 8 年 7 月改正法律第 22 号）等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。
- (5) 薬剤施用の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。

3-5-4 樹勢回復工

- 1. 施肥の施工については、3-3-5 小規模土性改良工の規定によるものとするほか、以下の規定による。
 - (1) 施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、監督職員と協議しなければならない。
 - (2) 施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
 - (3) 施肥の施工については、肥料が直接樹木の根に触れないように、根の周りに均一に施工しなければならない。
 - (4) 施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。
 - (5) 溝幅あるいは縦穴幅は、施肥量により適宜増減するものとする。
 - (6) 受注者は、高木施肥にあたっては、樹種や樹勢の状況、実施時期に応じ、輪肥、車肥、壺肥等の適切な方法により実施しなければならない。
- 2. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
- 3. 樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。
 - (1) 樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については監督職員の承諾を得なければならない。
 - (2) 樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
 - (3) 樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。
 - (4) 除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
 - (5) 腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないよう補強材で補強しなければならない。
 - (6) 患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げて、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。

(7) 施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に支柱やロープで補強対策を行わなければならない。

3-5-5 樹木養生工

樹木養生工の施工については、2-3-10 樹木養生工の規定による。

3-5-6 支柱補修工

1. 支柱取替の施工については、新材料を使用するものとするが、支柱取替後の設置については、2-3-3 高木植栽工の規定による。
2. 受注者は、結束直しの施工については、樹幹と支柱とは緊密に固定し、樹幹には杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束しなければならない。
3. 受注者は、支柱撤去の施工については、在来の支柱の取外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜き、また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除かななければならない。

3-5-7 樹木矯正工

1. 受注者は、根上り矯正の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 倒木復旧、半倒木復旧の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 倒木復旧、半倒木復旧にあたっては、できるだけ根を切らないよう必要に応じ根元の周囲を掘削し、樹木を傷めないよう注意して施工しなければならない。
 - (2) 根張りの状態、または根の損傷程度によって監督職員の指示に従い、樹勢に応じた剪定を行わなければならない。
 - (3) 支柱の取り付け、水鉢づくり、養生等は 2-3-1 一般事項の規定による。

3-5-8 樹木伐採・抜根工

樹木伐採・抜根工の施工については、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。

第6節 芝生地育成工

3-6-1 一般事項

1. 本節は、芝生地育成工として芝生育成工その他これらに類する工種について定める。

3-6-2 材料

1. 受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（令和8年7月改正 法律第22号）に基づくものでなければならない。
2. 客土及び目土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。
3. 使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。

3-6-3 芝生育成工

1. 受注者は、芝生育成工の施工については、時期、箇所について監督員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。

2. 芝機械刈り及び芝人力刈りの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 芝生地内にある瓦礫、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除かなければならない。
 - (2) 公園利用者の安全確保および周辺の施設・構造物等の保全のため、バリケード、ロープ等で作業区域を囲い「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示する。
 - (3) ロータリーモアー等の機械及び刈払機を使用する時は、小石等が周囲に飛散しないよう、飛散防止カバーを装着するとともに、状況に応じ、飛散防止用板等を持った作業員を配置する等、安全に注意しなければならない。また、ロータリーモアーの施工にあたっては、排出口を公園利用者や建物に向けないように安全確保に注意し、運転しなければならない。また、ロータリーモアーの施工にあたっては、排出口を公園利用者や建物に向けないように安全確保に注意し、運転しなければならない。
 - (4) 芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込まなくてはならない。
 - (5) 刈込み回数、刈込み高は、設計図書によるものとする。
 - (6) 刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃しなければならない。
 - (7) 樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適当な場所又は不能な場所は手刈りしなければならない。
3. 縁切の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 園路や芝地に隣接する施設内に芝生のほふく茎が侵入しないよう園路や芝地に隣接する施設内から 5～10 cm 幅程度をせん除しなければならない。
 - (2) 樹木の根元廻りの芝生をせん除しなければならない。
 - (3) 刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡は、きれいに清掃しなければならない。
4. 目土掛については、以下の各号の規定による。
 - (1) 目土材は、植物も根茎、瓦礫等の混入がなく、必要に応じふるい分けしたものを使用しなければならない。
 - (2) 目土は、所定量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込まなければならない。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行わなければならない。
 - (3) 土壌改良及び肥料を混入する場合は、所定の混入率となるよう入念に混合しなければならない。
5. 施肥の施工については、3-3-5 小規模土性改良工の規定によるものとするほか、以下の各号の規定による。
 - (1) 芝生面にむらのないよう均一に散布しなければならない。
 - (2) 肥料を施す場合は、降雨直後等で葉面がぬれているときは行ってはならない。
 - (3) 芝生地の施肥は、抜根除草、芝刈後に施工するよう留意しなければならない。
6. ブラッシングの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧にすき均さなければならない。
 - (2) 発生した枯葉枯茎等は、監督職員が指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、ブラッシング後はきれいに清掃しなければならない。
7. エアレーションの施工については、3-3-4 土層改良工の規定による。
8. 人力伐根除草の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 既存樹木及び芝草を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除かなければならない。
- (2) 抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃しなければならない。
- (3) 除根後に穴が生じた場合は、必要に応じて目土の充填を行わなければならない。

第7節 樹木冬期対策工

3-7-1 一般事項

1. 本節は、樹木冬期対策工として高木雪囲工、中低木雪囲工、樹木防寒工その他これらに類する工種について定める。

3-7-2 材料

1. 樹木冬期対策工の材料については、2-3-2 材料の規定による。
2. 受注者は、樹木冬期対策工の施工については、作業前に監督職員に使用材料を確認し、承諾を得なければならない。

3-7-3 高木雪囲工

1. 受注者は、高木雪囲工等を施工するにあたり、積雪による樹木の折損、倒伏、傾斜等の被害防止を図るため、樹形をよく把握し、作業にあたらなければならない。
2. 受注者は、高木雪囲工の施工にあたり、取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。
3. 受注者は、取外しにあたっては、竹、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。
4. 受注者は、幹吊り、枝吊りの箇所、内容については、設計図書によるものとするが、施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。

3-7-4 中低木雪囲工

1. 受注者は、縄巻き、竹囲い、屋根囲い、板囲いの箇所、詳細については、設計図書によるものとするが、特に施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、中低木雪囲工等を施工するにあたり、積雪による樹木の折損、倒伏、傾斜等の被害防止を図るため、樹形をよく把握し、実施しなければならない。
3. 中低木雪囲工の取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。
4. 受注者は、雪囲いの取外しにあたっては、竹、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。

3-7-5 樹木防寒工

1. 藁巻、藁ぼっちの箇所、詳細については、設計図書によるものとするが、特に施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、藁巻、藁ぼっちの施工にあたり、取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。

3. 受注者は、藁巻、藁ぼっちの取外しにあたっては、藁、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。

第8節 発生材等処理工

3-8-1 一般事項

1. 本節は、発生材等処理工として発生材処理工その他これらに類する工種について定める。

3-8-2 発生材処理工

発生材処理工の施工については、第1編 1-1-19 建設副産物の規定による。

3-8-3 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編 2-3-7 の規定による。

第9節 公園施設等撤去・移設工

3-9-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、1-10-2 公園施設撤去工の規定による。

3-9-2 移設工

移植工の施工については、1-10-3 移設工の規定による。

3-9-3 樹木伐採・伐根工

樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4 樹木伐採・伐根工の規定による。

3-9-4 工事支障木対策工

工事支障木対策工の施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。

3-9-5 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、1-10-6 発生材再利用工の規定による。